

# 長南町地球温暖化防止実行計画

## (役場事務事業編)

令和3年度～令和12年度  
(令和5年7月一部改定)

長 南 町

## 第1章 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%削減に向けて挑戦を続けることを表明しました。

本町においても、事務事業における各種エネルギーの節約等をはじめとした、地球温暖化の防止に向けた取組を推進するため、令和5年に長南町地球温暖化防止実行計画を一部改訂しました。

## 第2章 基本的事項

### 1 策定の趣旨（背景・位置付け）

本計画は、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、町が自らの事務・事業に係る地球温暖化防止に関する取組みについて、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「推進法」という）第21条に規定する実行計画として策定するものである。

### 2 計画の目的

長南町の事務・事業の実施に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制等に関し、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けた自主的な取組みを計画的に実行することを目的とする。また、新エネルギーの導入について、積極的に検討していく。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の9年間とし、令和7年度（2025年度）に数値の見直し等を行う。

### 4 計画の基準年度

平成25年度（2013年度）を基準年度とする。

### 5 計画の対象とする温室効果ガス

推進法で定められた①二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）、②メタン（ $\text{CH}_4$ ）、③一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）、④ハイドロフルオロカーボン（ $\text{HFC}$ ）、⑤パーフルオロカーボン（ $\text{PFC}$ ）、⑥六ふっ化硫黄（ $\text{SF}_6$ ）及び⑦三ふっ化窒素（ $\text{NF}_3$ ）のうち、排出量の多くを占める二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）とします。

### 6 計画の対象とする組織・事務事業の範囲

計画の対象は、原則として町の行うすべての事務・事業及びすべての所属及び職員とする。したがって、庁舎におけるもののみならず出先機関も含まれる。

ただし、本町から外部機関への委託等により実施するものについては、計画の対象範囲ではないが、温室効果ガス排出抑制が可能な場合については、受託者等に対して必要な排出抑制等の措置を講じるよう要請するものとする。

# 長南町 対象施設一覧

所管課	対 象 施 設 等
総務課	長南町役場（本庁舎）、保険センター、車庫、防災行政無線中継基地、公用車、防犯灯
企画財政課	公用車
税務住民課	公用車
福祉課	子育て交流館、老人いこいの家、保育所、公用車
健康保健課	公用車
産業振興課	公園、野営場、公衆用トイレ、公用車
生活環境課	公用車、農業集落排水下水処理施設（3箇所）、農村環境改善センター 笠森霊園管理事務所、公衆用トイレ、無線・有線共聴施設
建設課	街路灯、公用車
ガス課	ガス供給所、ガス施設、公用車
会計課	-
議会事務局	-
農業委員会	-
教育課	長南小学校、長南中学校、給食所、同和対策集会所、中央公民館、資料館 海洋センター事務所、陸上競技場（総合グラウンド）、体育館、野球場、 テニス場、ゲートボール場、長南町 B&G 海洋センタープール、公用車

### 第3章 温室効果ガスの排出状況

長南町役場の温室効果ガスの排出量は、平成25年4月～平成26年3月を基準算定期間として算出する。

#### 1 算出方法

温室効果ガス排出に関連する活動の種類毎に、政令で定められた排出係数を乗じた次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{活動の種類ごとの温室効果ガス排出量} &= \text{活動量} \times \text{排出係数} \\ \text{温室効果ガス総排出量} &= \sum \{ (\text{各温室効果ガスの排出量}) \} \end{aligned}$$

##### (1) 活動の種類

「活動の種類」については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（以下、「施行令」という。）第3条第1項の各号にそれぞれ定められている。本町の事務事業に該当するものは、以下のとおりである。

本町の事務及び事業に該当する活動の種類

温室効果ガス	施行令	活動の種類
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	一号イ	燃料の使用に伴う排出
	一号ロ	他人から供給された電気の使用に伴う排出

##### (2) 活動の種類ごとの排出量

「活動の種類ごとの排出量」は、一単位あたりのある活動に伴う温室効果ガスの排出量（排出係数）に、排出量を算定しようとする期間における当該活動の量（活動量）を乗じることにより得られる。

##### (3) 排出係数

排出係数については、施行令第3条第1項の規定に基づき、毎年度別に政令で定めることとしている。

今回の算定にあたって用いた排出係数は、以下のとおりである。

排出係数（平成25年度）

活動の種類	排出係数	単位
燃料の使用（ガソリン）	2.320	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
燃料の使用（灯油）	2.490	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
燃料の使用（軽油）	2.580	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
燃料の使用（A重油）	2.710	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
燃料の使用（LPG）	3.000	kg-CO <sub>2</sub> /kg
燃料の使用（都市ガス）	1.920	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
電気の使用	0.531	kg-CO <sub>2</sub> /kwh

## 2 算出結果

### (1) 活動量

平成25年度の町の事務及び事業における活動量は、以下のとおりである。

町の事務及び事業における活動の種類及び活動量

活動の種類	単位	活動量
燃料の使用（ガソリン）	ℓ	20,348
燃料の使用（灯油）	ℓ	90
燃料の使用（軽油）	ℓ	6,020
燃料の使用（A重油）	ℓ	0
燃料の使用（LPG）	kg	14
燃料の使用（都市ガス）	m <sup>3</sup>	121,802
電気の使用	kwh	1,855,039

### (2) 温室効果ガス排出量

平成25年度における町の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量は、以下に示すとおりである。

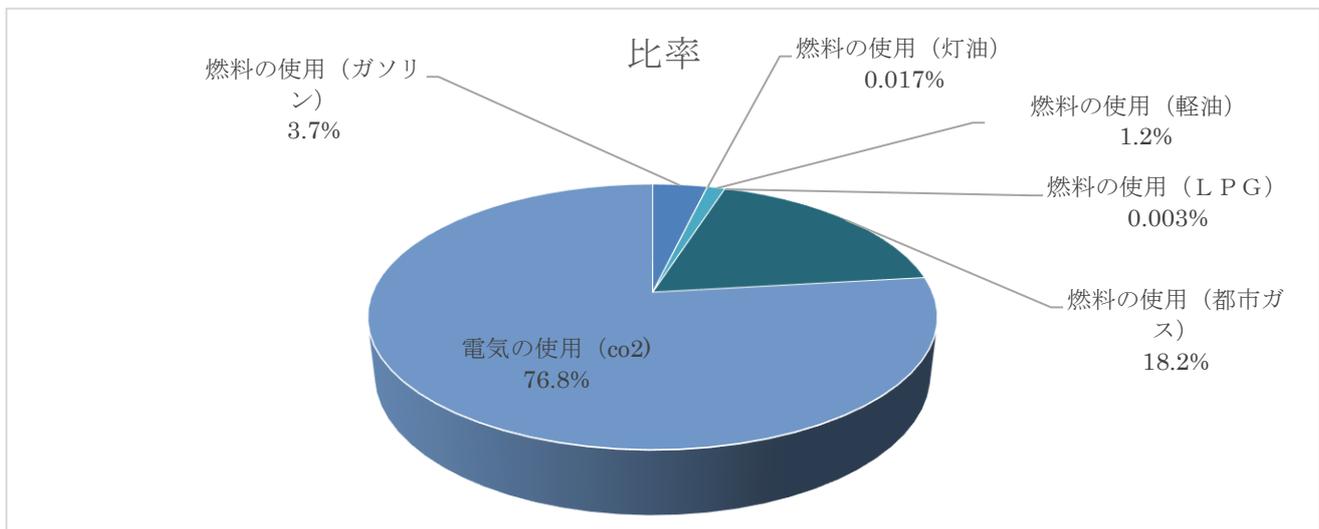
町の事務及び事業における排出量は、1,281,892kg-CO<sub>2</sub>であり、電気の使用による排出が最も多く、全体の76.8%を占めている。

以下都市ガスの使用による排出が18.2%となっている。

町の事務及び事業全体における温室効果ガス総排出量

活動の種類	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	比率 (%)
燃料の使用（ガソリン）	47,208	3.7
燃料の使用（灯油）	224	0.017
燃料の使用（軽油）	15,532	1.2
燃料の使用（A重油）	0	0
燃料の使用（LPG）	42	0.003
燃料の使用（都市ガス）	233,860	18.2
電気の使用	985,026	76.8
合 計	1,281,892	100.0

図 1 町の事務及び事業全体における温室効果ガス総排出量比率 (%)

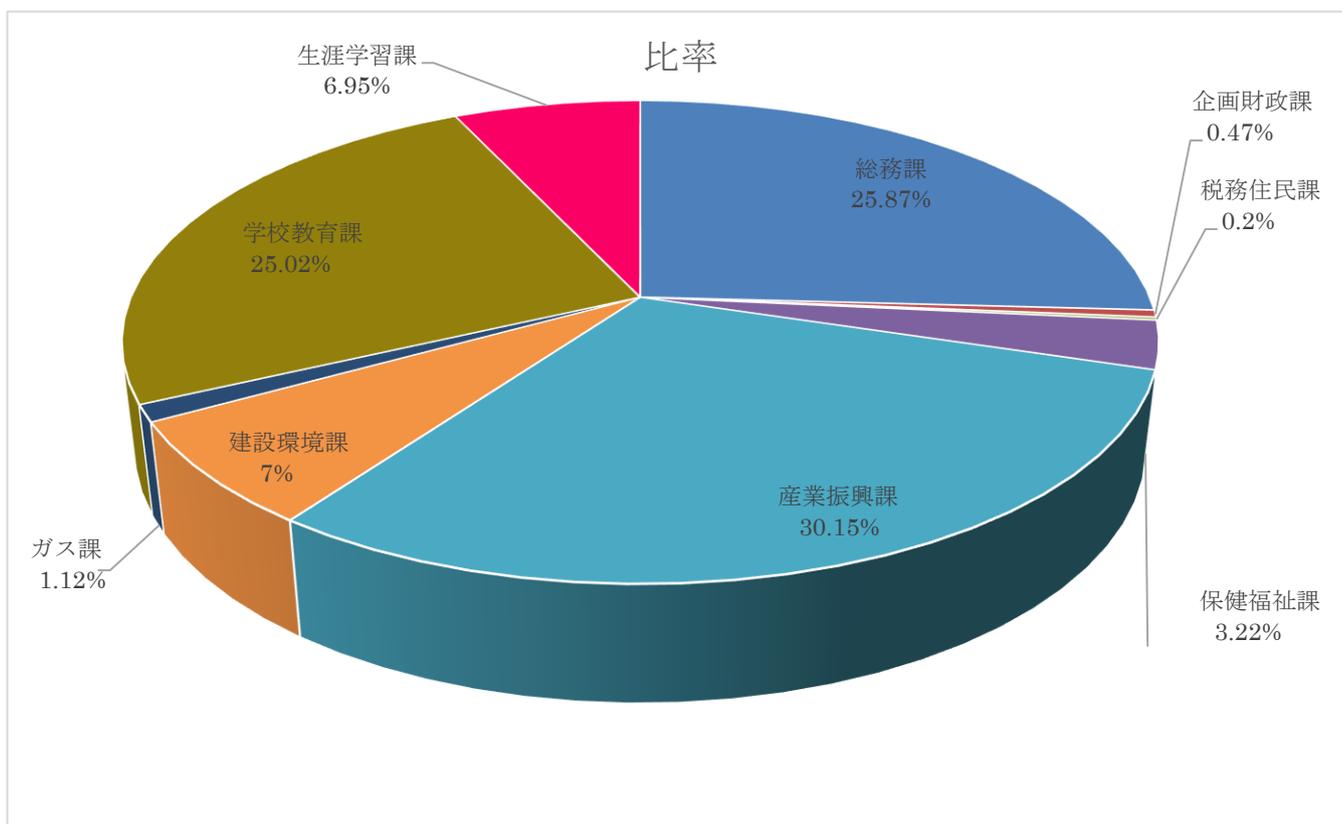


### (3) 所管課別温室効果ガス排出量

町の事務及び事業における各課の温室効果ガス排出量は、以下に示すとおりである。産業振興課が最も多く、農業集落排水事業に伴う電気使用量が原因となる。続いて総務課が多く、庁舎電気使用量や公用車の燃料使用量はその多くを占める。次に多いのが学校教育課であり、小・中学校における電気使用量の影響である。

課 名	排出量 (kg-CO2)	比率 (%)
総務課	331,605	25.87%
企画財政課	6,084	0.47%
税務住民課	2,592	0.20%
保健福祉課	41,291	3.22%
産業振興課	386,487	30.15%
建設環境課	89,432	7.00%
ガス課	14,401	1.12%
学校教育課	320,809	25.02%
生涯学習課	89,191	6.95%
合 計	1,281,892	100.00%

図 2 所管課別温室効果ガス排出量比率 (%)



## 第4章 実行計画の数値的目標

### 1 温室効果ガス排出量削減のための数値目標

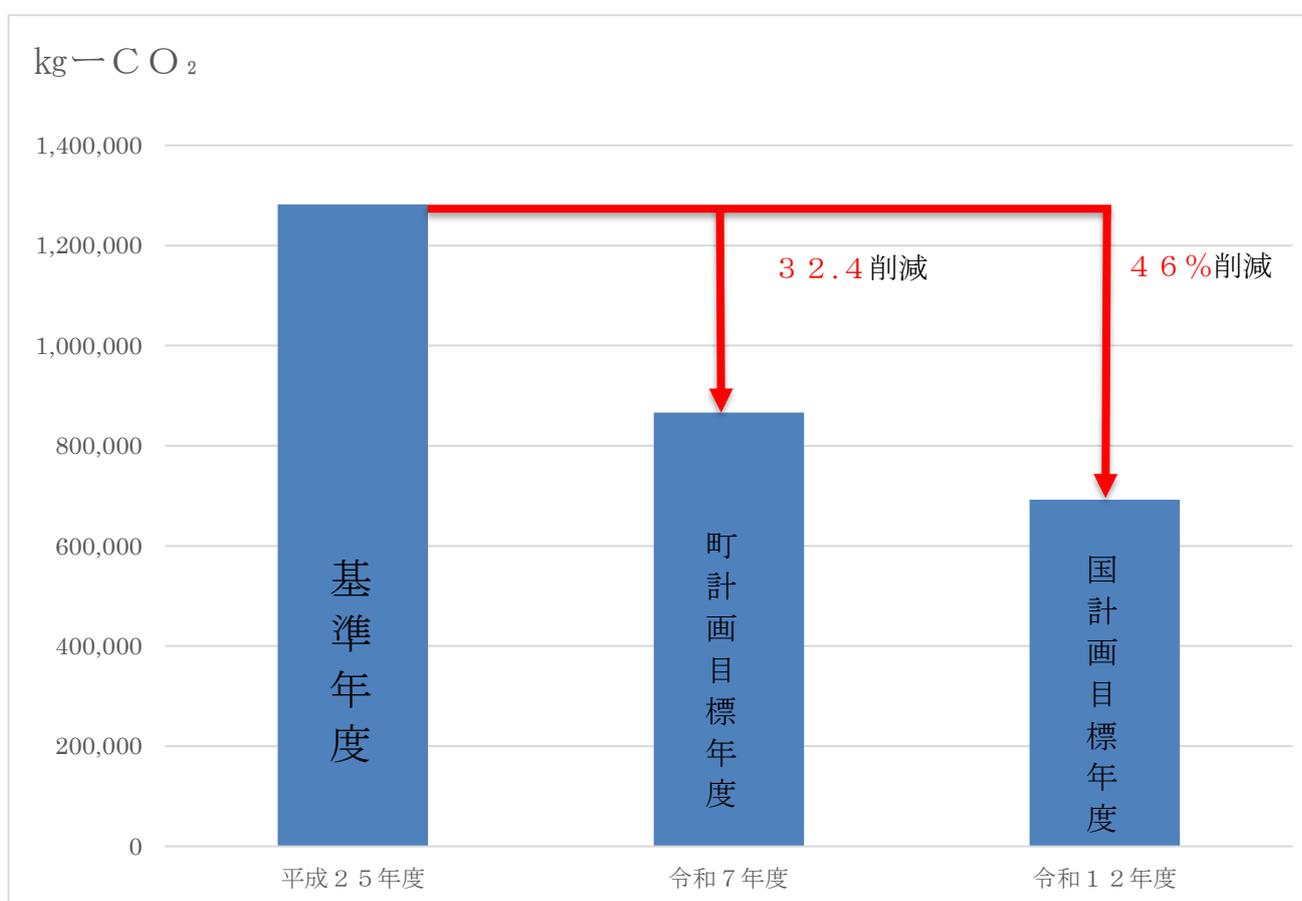
町役場の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、主な排出要因である電気及び燃料使用量について数値目標を設定し、目標達成のための取組を推進する。数値目標の基準年度を平成25年度として以下のように設定する。

#### 【温室効果ガス総排出量】

(単位:kg-CO<sub>2</sub>)

削減目標	平成25年度排出量	削減目標量	令和7年度排出見込量
平成25年度レベルより 32.4%削減	1,281,892	415,333	866,559

図 3 温室効果ガス削減目標



国の地球温暖化対策計画により、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比で46.0%削減(1年あたり2.7%)とすることが掲げられ、50%の高みに向けて挑戦を続ける事を表明しました。本計画においても、令和12年度までに46.0%削減できるよう、令和7年度時点では平成25年度比で32.4%削減することを目標とし、同様に50%の削減に向けて挑戦していきます。

## 第5章 実行計画の取組内容

《個別の取組み項目》

### (1) 財やサービスの購入に当たっての配慮

#### ① 用紙類の購入

- ・コピー用紙、印刷用紙は古紙配合率70%、白色度70%以下の再生紙を購入する。
- ・トイレットペーパーは、古紙配合率100%の製品を購入する。

#### ② 文具・事務機器等の購入

- ・文具類を購入する時は、環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク）の該当商品を購入するよう努める。
- ・文具類は、詰め替え又は充填が可能な製品を購入するよう努める。

#### ③ 電気製品等の購入

- ・パソコン、プリンター、コピー機等の電気製品は、省エネルギー製品を購入する。
- ・太陽光発電設備を購入する場合、発電効率の良い機種を選定するよう努める。

#### ④ 公用車の購入

- ・公用車を買う換える場合は、できる限り低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車等）や低燃費車を購入するよう努める。

### (2) 財やサービスの使用に当たっての配慮

#### ① 用紙類の使用

- ・会議資料の簡素化、資料の共有化に努める。
- ・両面コピー、縮小コピーの活用。
- ・市内LANの活用による、文書のペーパーレス化の推進。
- ・ミスコピー防止のため、使用前の設定確認、使用後のリセットを必ず行う。
- ・課内回覧や保存年限の短い文書は、ミスコピーの裏面を使用する。

#### ② 水の使用

- ・こまめに蛇口を閉めるなど無駄な水の流失を避ける。
- ・トイレ用水の水量の適正な調整。
- ・水漏れの定期点検。

#### ③ エネルギーの使用（電気）

- ・昼休みの事務室等の照明は、原則として消灯する。
- ・パソコン、プリンター、コピー機等の事務機器は、昼休みなど長時間使用しないときは電源を切る。
- ・過剰照度是正のため蛍光灯の間引きを行う。
- ・照明器具の清掃、適正な時期に省エネ製品に交換する。
- ・冷暖房は、冷房28℃、暖房20℃を目安に温度設定する。
- ・ノー残業デイを励行する。（週2回18時消灯）
- ・クールビズ・ウォームビズに努める。
- ・トイレは原則消灯とし、使用時のみ点灯する。
- ・電気ポットは、特別な会議を除き使用禁止とする。

#### ④ エネルギーの使用（公用車燃料（ガソリン・軽油））

- ・低公害車を優先的に利用する。

- ・経済走行の徹底を図る。（アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止、タイヤの空気圧の適正化）
- ・不用物の不積載を徹底する。
- ・利用が出来る範囲内で効率利用を図る。（出張時の相乗り等）

(3) 廃棄に当たっての配慮

① 廃棄物の減量化、資源化、リサイクル化

- ・使用済みの用紙類は、裏面を使用できるものは使用し廃棄する場合は、分別回収する。
- ・ビン、カン、ペットボトル等の分別回収を徹底する。
- ・紙コップ、紙皿など使い捨て製品の購入や使用は抑制する。
- ・修繕可能なものは、修繕してできるだけ長期間使用する。

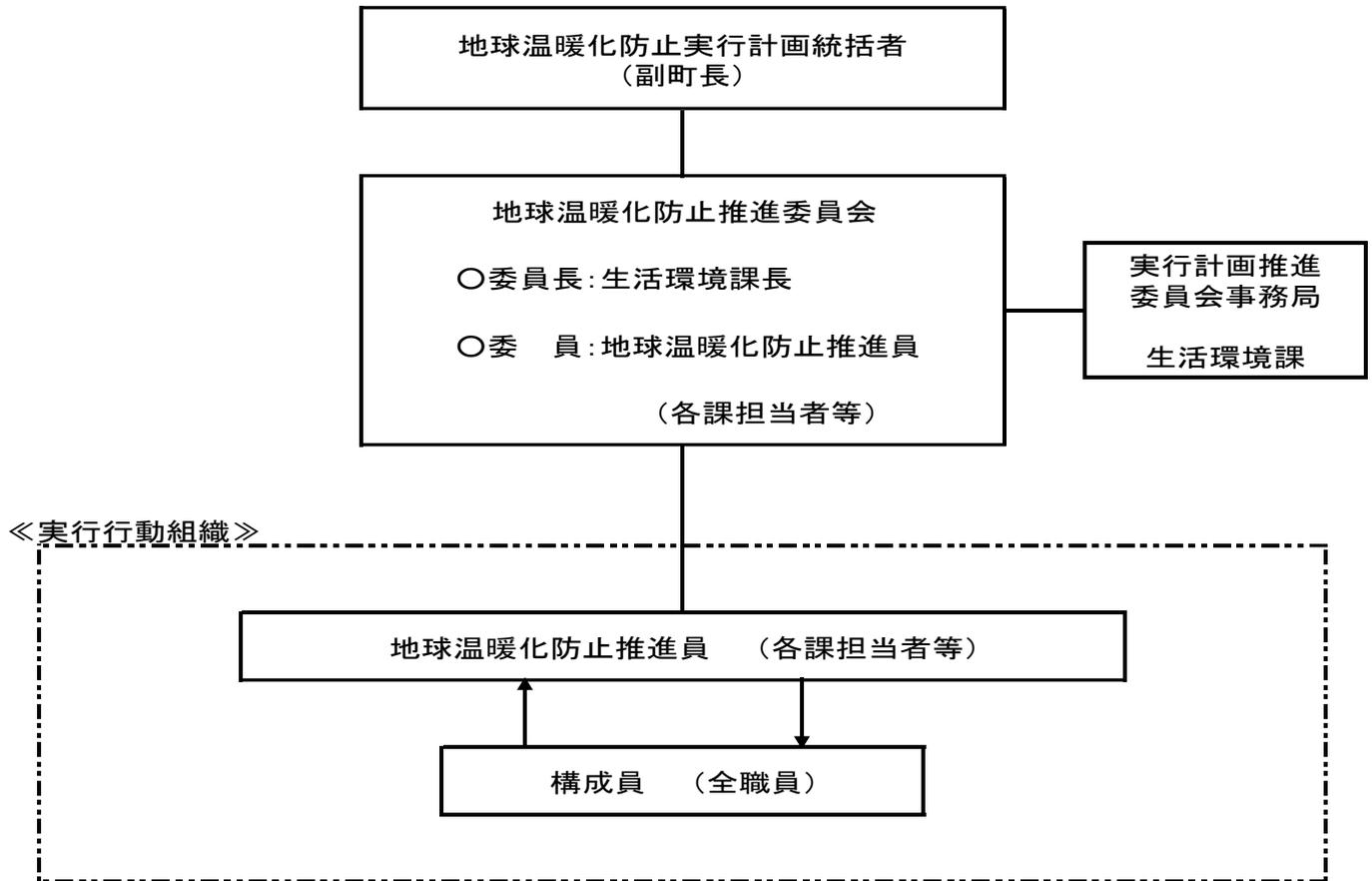
エネルギー節約の効果

- 電気 1 k w、1 時間の節約は、二酸化炭素 0. 5 k g の削減に相当します。
- ガソリン 1 l の節約は、二酸化炭素 2. 3 k g の削減に相当します。
- 灯油 1 l の節約は、二酸化炭素 2. 5 k g の削減に相当します。
- 軽油 1 l の節約は、二酸化炭素 2. 6 k g の削減に相当します。
- 都市ガス 1 m<sup>3</sup> の節約は、二酸化炭素 2 k g の削減に相当します。

## 第6章 実行計画の点検・推進

計画の進行管理は、各課等を実行行動組織として位置付け、実行行動組織ごとに行うことを基本とする。

地球温暖化防止実行計画組織図



### (1) 推進及び点検に係る組織と役割

① 副町長を地球温暖化防止実行計画統括者（以下「統括者」という。）とする。

『役割』

○地球温暖化防止に係る取組み方針について、地球温暖化防止推進委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、指示する。

② 委員会

○生活環境課長を委員長とし、地球温暖化防止推進員（以下「推進員」という。）を委員とする。

『推進に関わる役割』

○全職員が対策の推進者として、意識して省エネ・省資源に取り組む。

○計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催する。

○今後の取組み等について協議・検討を行うものとする。

『評価・点検に関わる役割』

○毎年度の報告等を基に評価を行うものとする。

○今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものとする。

『職員に対する研修等に関わる役割』

- 全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。
- 全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。
- ③実行計画推進委員会事務局（以下「事務局」という。）
- 生活環境課を事務局とする。

『役割』

- 委員会の事務を所管する。
- ④各課等の担当者を実行組織内の推進員とする。

『役割』

- 各課等の構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示する。
- ⑤各実行組織における、推進員以外の職員を構成員とする。
- 推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践する。
- エネルギー使用量等を適時、推進員に報告する。

## (2) 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に評価され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認する。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うこととする。

## (3) 職員に対する研修等

計画を推進する職員に対し、実行組織ごとに研修の場を設け、職員への普及、啓発を図ることとする。

## (4) 公表

実行計画の取組み結果については、ホームページ等で公表する。